

# MY企業年金通信

## No. 2014-04

明治安田生命保険相互会社  
 総 合 法 人 業 務 部  
 団体年金コンサルティング室  
 TEL : 03 - 3283 - 9094

### 【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【DB関連】確定給付企業年金制度の2013年度財政決算結果について	厚年基金	DB	DC	その他

当社に幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）制度のうち、2013年度（2013年4月末日～2014年3月末日が事業年度の末日となる事業年度）に財政決算を実施した本則基準451制度、簡易基準547制度、合計998制度について、結果を集計しました。

### ポイント

- 時価ベース利回りは、本則基準で平均6.97%（予定利率の平均は2.29%）、簡易基準で平均3.36%（予定利率の平均は2.05%）でした。（1. 予定利率と時価ベース利回りをご参照ください。）
- （数理上資産額＋許容繰越不足金）／責任準備金は、本則基準で平均1.28、簡易基準で平均1.22でした。財政再計算を必要とする制度の割合は、本則基準で約0.4%、簡易基準ではありませんでした。（2. 継続基準による検証をご参照ください。）
- 非継続基準の積立水準は、本則基準で平均2.17、簡易基準で平均2.56でした。また、非継続基準に抵触したDB制度の割合は、本則基準で約5%、簡易基準で約0.2%でした。（3. 非継続基準による検証をご参照ください。）

本資料では、DB制度のうち、確定給付企業年金法施行規則（以下、「規則」といいます。）第52条に規定する簡易な基準に基づくDB制度を「簡易基準」、それ以外のDB制度を「本則基準」と略称します。

なお、当社でお引き受けしている「簡易基準」では、積立不足（運用利回りと予定利率の差によるものを除きます）が生じにくい制度設計になっています。

# 1. 予定利率と時価ベース利回り

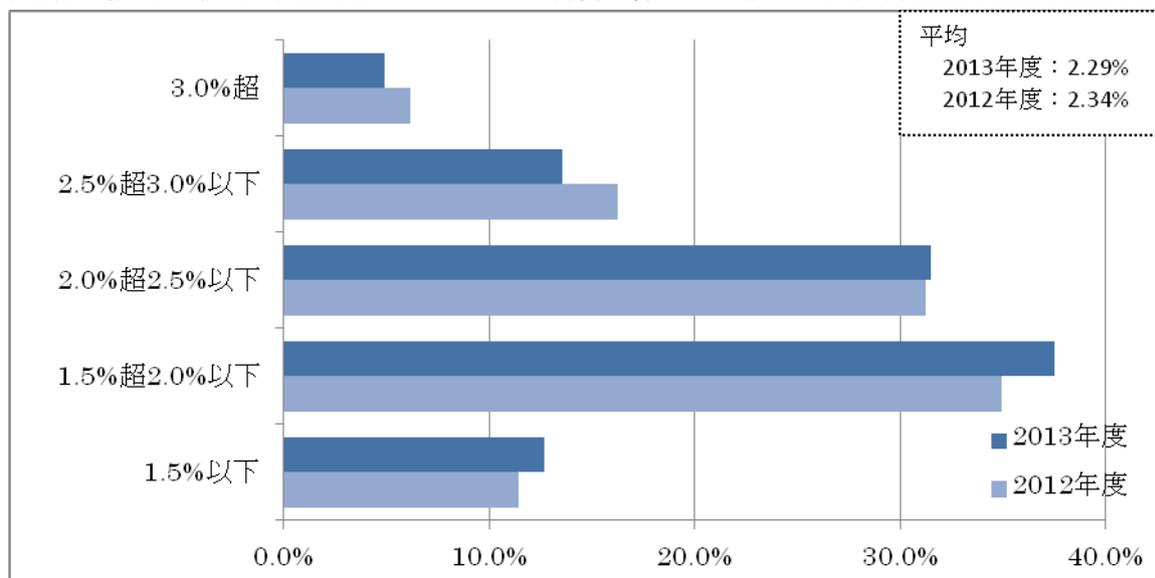
## (1) 予定利率

予定利率は、規則第43条第2項第1号に、「積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする」と定められており、財政計算時に掛金を算定する際の計算基礎のひとつです。

2013年度の財政決算で使用している予定利率の集計結果は以下のとおりです。

### ○本則基準

予定利率の平均は2.29%で、2012年度の2.34%に比べ0.05%低下しました。予定利率は低下傾向にあり、予定利率2.0%以下の制度が約50%となりました。



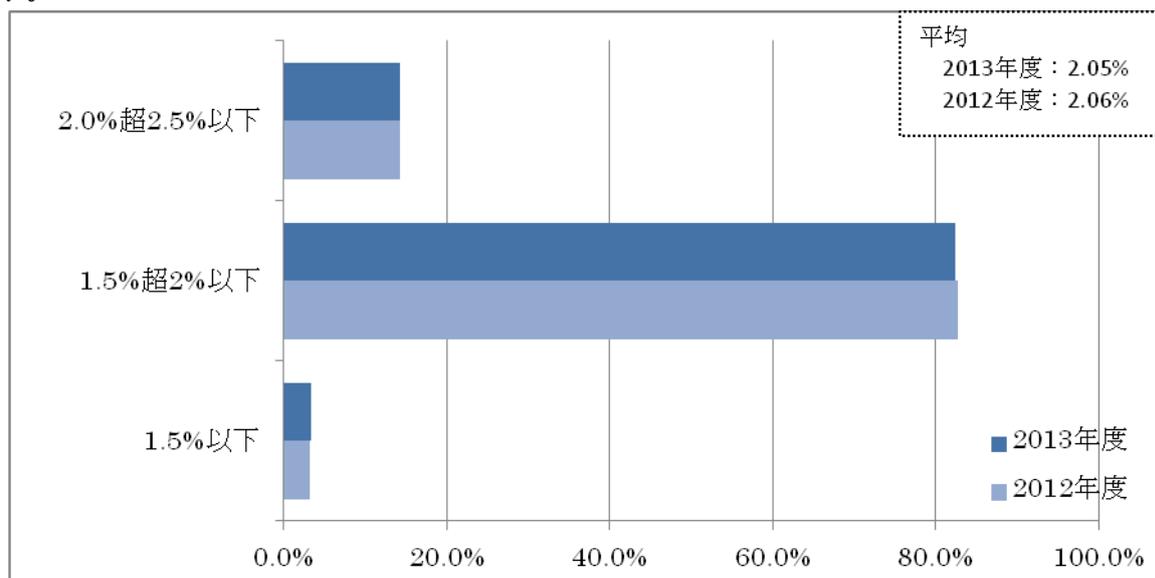
(図1-1 (本則基準)) 予定利率の分布図

### ○簡易基準

予定利率の平均は2.05%でした。

約80%が予定利率2.0%であり、2012年度と比べ大きな変化は見られませんでした。

なお、当社でお引き受けしている簡易基準の制度設計は、予定利率と給付額を算定する際に用いる再評価率が連動するため、給付減額に相当する予定利率の引き下げを行なうことは難しくなっています。



(図1-1 (簡易基準)) 予定利率の分布図

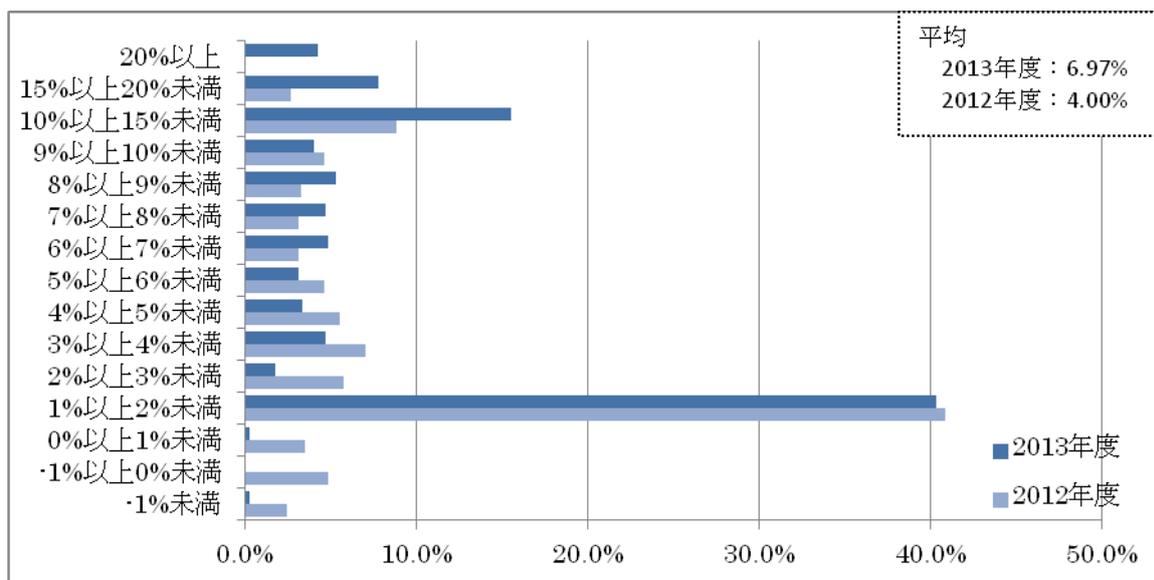
## (2) 時価ベース利回り

時価ベース利回りの集計結果は以下のとおり、2013年度の良好な資産運用環境を反映する結果となりました。

### ○本則基準

時価ベース利回りの平均は6.97%で、2012年度の4.00%を2.97%上回りました。

時価ベース利回りが10%以上となった制度が約27%(2012年度は約11%)、時価ベース利回りがマイナスとなった制度が約0.2%(2012年度は約7%)と、運用利回りの好転が顕著です。一方、時価ベース利回りが1%以上2%未満の制度は約40%で、2012年度とほぼ同水準の結果となりました。

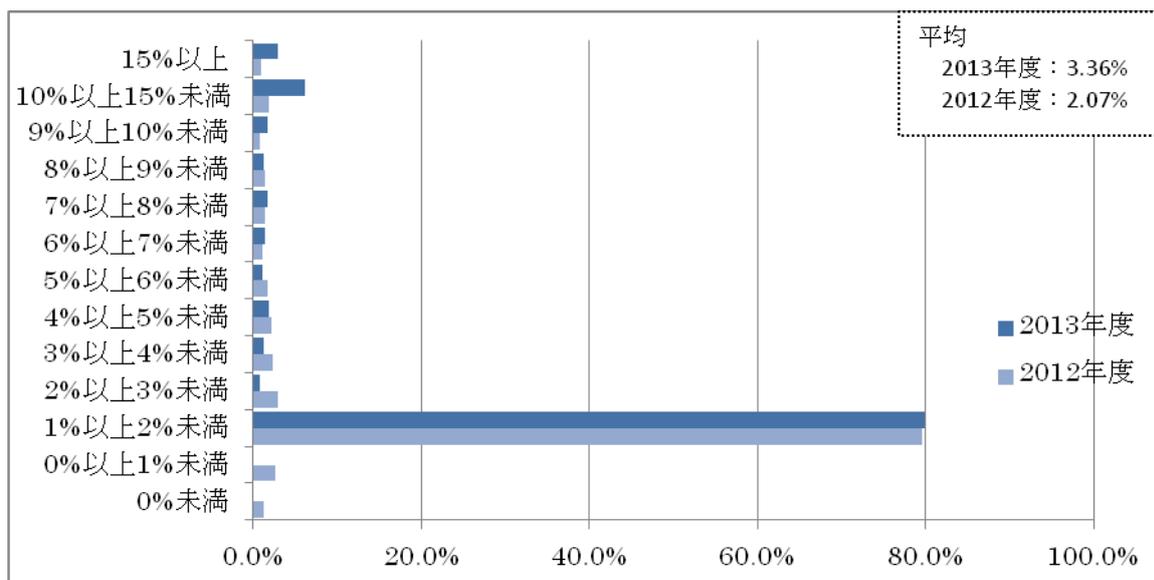


(図1-2 (本則基準)) 時価ベース利回りの分布図

### ○簡易基準

時価ベース利回りの平均は3.36%で、2012年度の2.07%を1.29%上回りました。

時価ベース利回りが1%以上2%未満の制度が約80%と、2012年度とほぼ同水準の結果となりました。なお、時価ベース利回りが1%未満の制度が2012年度は約4%ありましたが、2013年度はありませんでした。



(図1-2 (簡易基準)) 時価ベース利回りの分布図

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。  
 ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。  
 ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。  
 ・本資料は作成日時時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

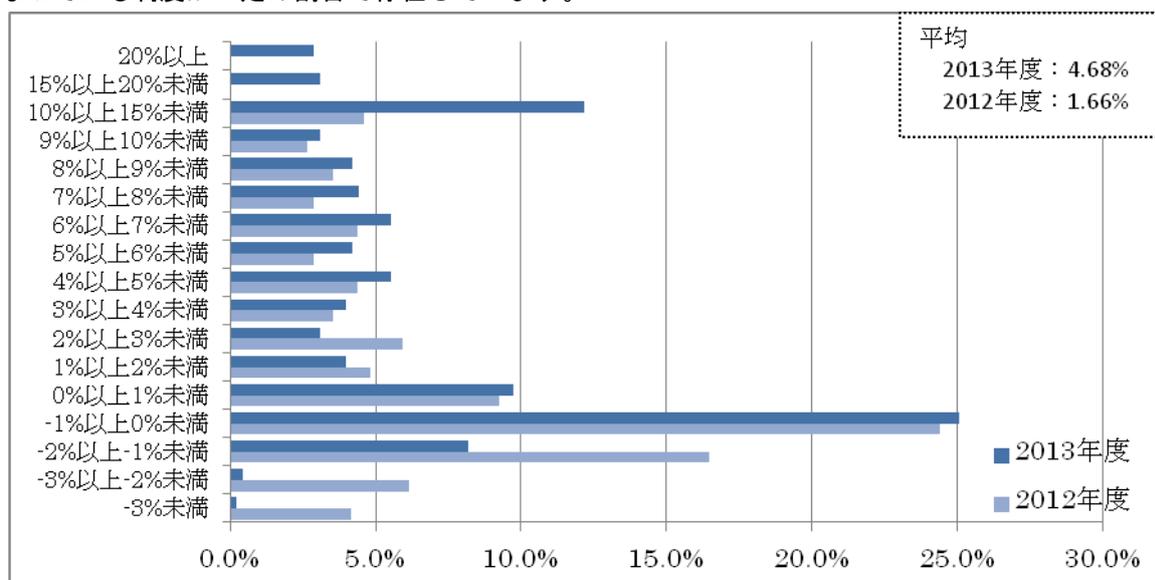
### (3) 予定利率と時価ベース利回りの比較

運用利回りの実績と予定の差を確認するために、(時価ベース利回り) - (予定利率) (以下、「利回りの差」といいます。)の結果を集計しました。

#### ○本則基準

利回りの差の平均は4.68%で、2012年度の1.66%を3.02%上回りました。また、利回りの差が10%以上の制度が約18%で、2012年度の約5%を大きく上回ることとなりました。

一方で、利回りの差が-1%以上1%未満の制度が約35%あり、2012年度とほぼ同水準であることも確認できます。運用リスクを抑制して運用利回りと予定利率がかい離しないような運営を行なっている制度が一定の割合で存在しています。

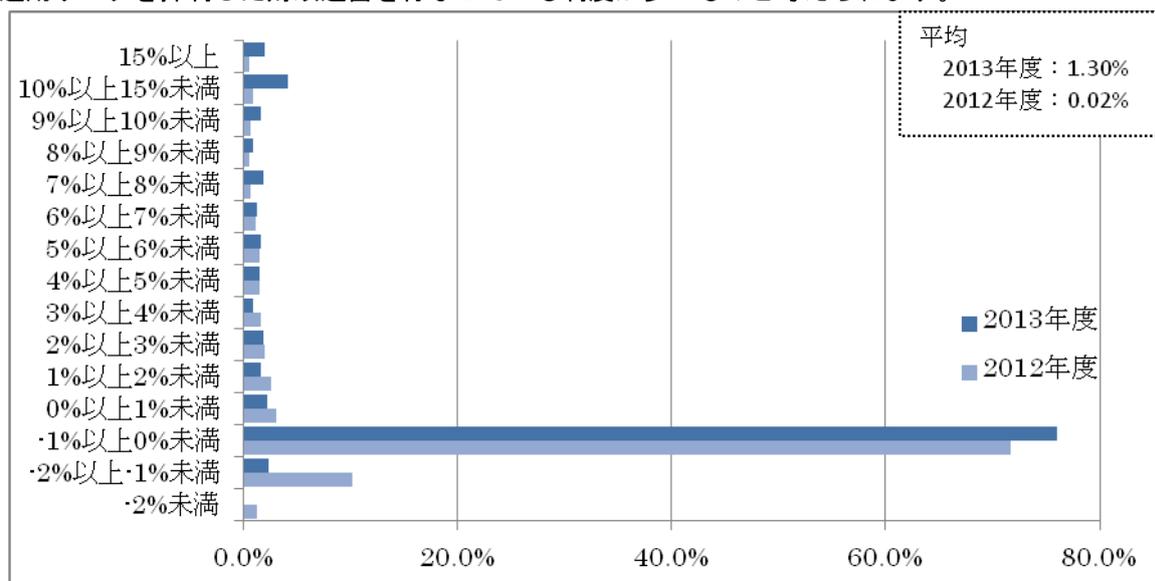


(図1-3 (本則基準)) (時価ベース利回り) - (予定利率) の比較の分布図

#### ○簡易基準

利回りの差の平均は1.30%で、2012年度の0.02%を1.28%上回りました。

簡易基準の場合、利回りの差は大部分が0%の周辺に集まることとなりました。制度設計に合わせ運用リスクを抑制した財政運営を行なっている制度が多いものと考えられます。



(図1-3 (簡易基準)) 時価ベース利回りと予定利率の比較の分布図

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。  
 ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。  
 ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。  
 ・本資料は作成日時時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

## 2. 継続基準による検証

継続基準による検証とは、年金制度が継続する前提で、年金資産が予定どおりに積み立てられているかどうかについて、以下の検証をしています。

- ・純資産額  $\geq$  責任準備金 の場合、継続基準による検証結果に問題なし
- ・純資産額  $<$  責任準備金 の場合、継続基準に抵触するため、積立不足に伴う財政再計算の要否の判定を実施

<財政再計算の要否>

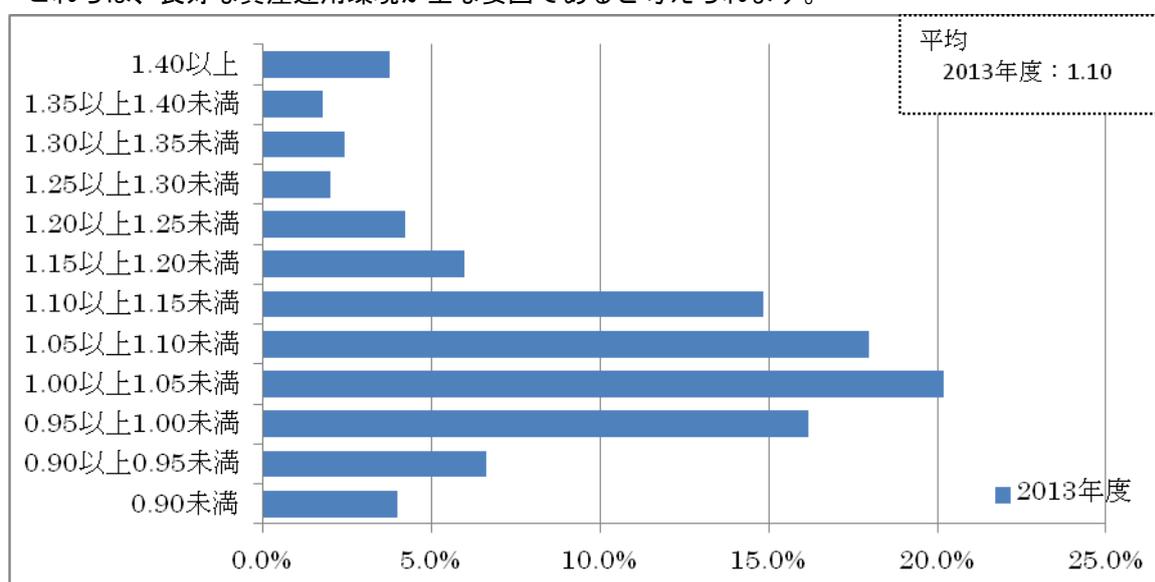
- ・数理上資産額+許容繰越不足金  $\geq$  責任準備金 の場合、積立不足に伴う財政再計算は不要
- ・数理上資産額+許容繰越不足金  $<$  責任準備金 の場合、積立不足に伴う財政再計算が必要

### ○本則基準

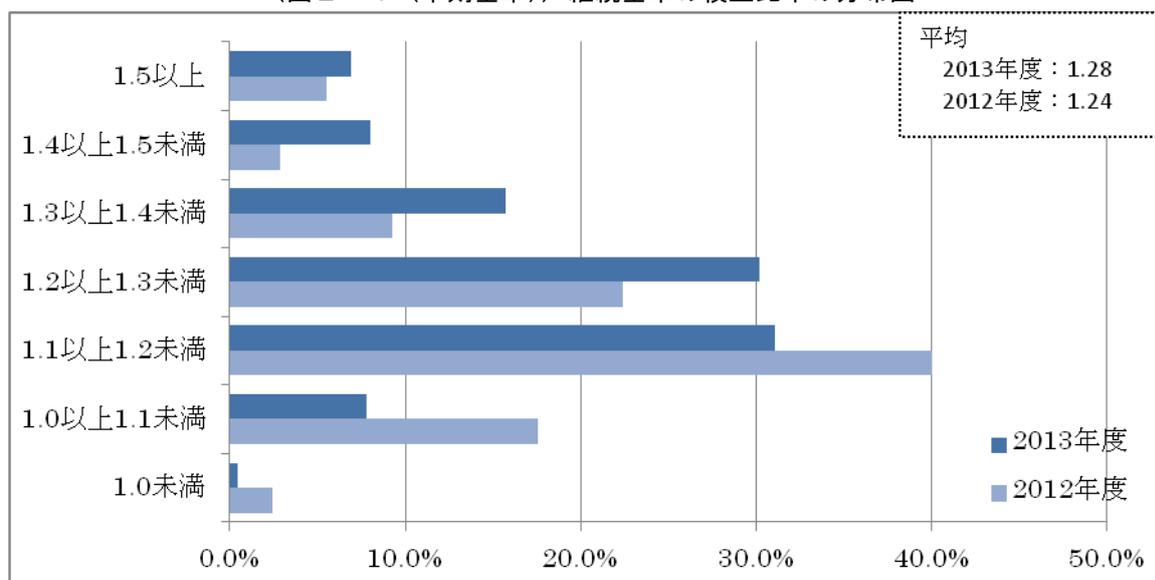
継続基準の積立比率（純資産額／責任準備金）の平均は1.10であり、積立比率が1.00以上（つまり、純資産 $\geq$ 責任準備金）となった制度は約73%でした。

また、（数理上資産額+許容繰越不足金）／責任準備金の平均は1.28で、2012年度の1.24を上回り、財政再計算が必要となる制度は約0.4%で、2012年度の約2%を下回りました。

これらは、良好な資産運用環境が主な要因であると考えられます。



(図2-1 (本則基準)) 継続基準の積立比率の分布図



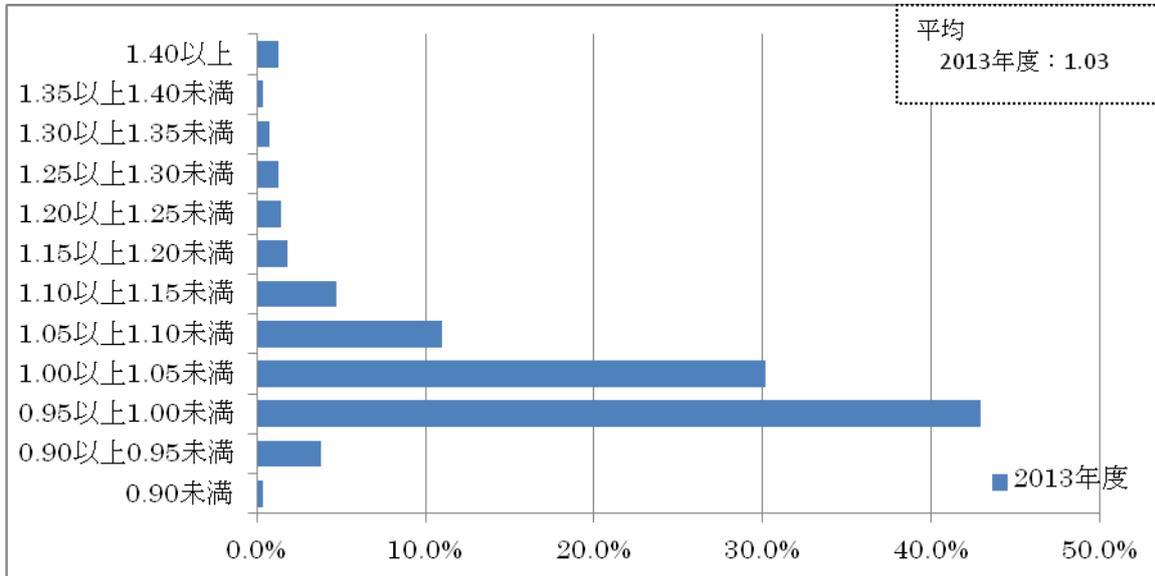
(図2-2 (本則基準)) (数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金の分布図

## ○簡易基準

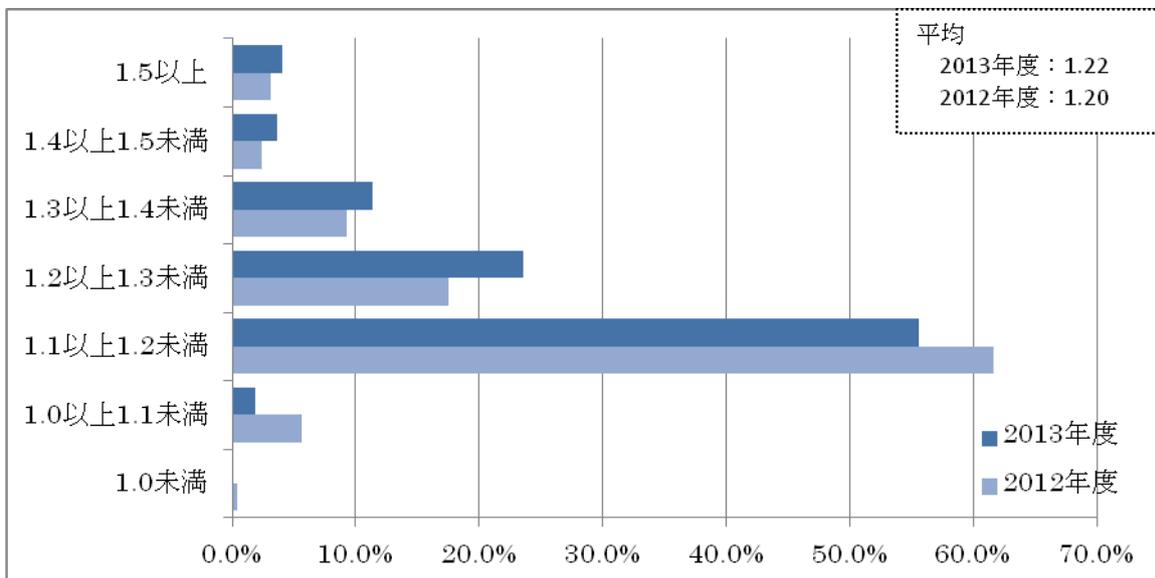
継続基準の積立比率の平均は1.03であり、積立比率が1.00以上となった制度は約53%でした。

また、(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金の平均は1.22で、2012年度の1.20を上回り、財政再計算が必要となる制度はありませんでした(2012年度は約0.4%)。

財政再計算が必要となる制度がなかったのは、簡易基準は運用リスクを抑制した財政運営を行なっている制度が多いことが主な要因であると考えられます。



(図2-1 (簡易基準)) 継続基準の積立比率の分布図



(図2-2 (簡易基準)) (数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金の分布図

### 3. 非継続基準による検証

非継続基準とは、仮にDB制度が解散・終了した場合に、加入者や受給権者に対して解散・終了時までの期間に見合う給付を行なえるだけの年金資産が積み立てられているかどうかを検証するものであり、以下の検証をしています。

以下の①、②のいずれかに該当する場合は、積立不足償却のための特例掛金拋出の検討は不要です。

- ① 純資産額が最低積立基準額×積立水準目標<sup>(※1)</sup>以上の場合
- ② 純資産額が最低積立基準額×積立水準目標<sup>(※2)</sup>以上かつ前3事業年度中2事業年度以上で純資産額が最低積立基準額×各事業年度末の積立水準目標<sup>(※1)</sup>以上の場合

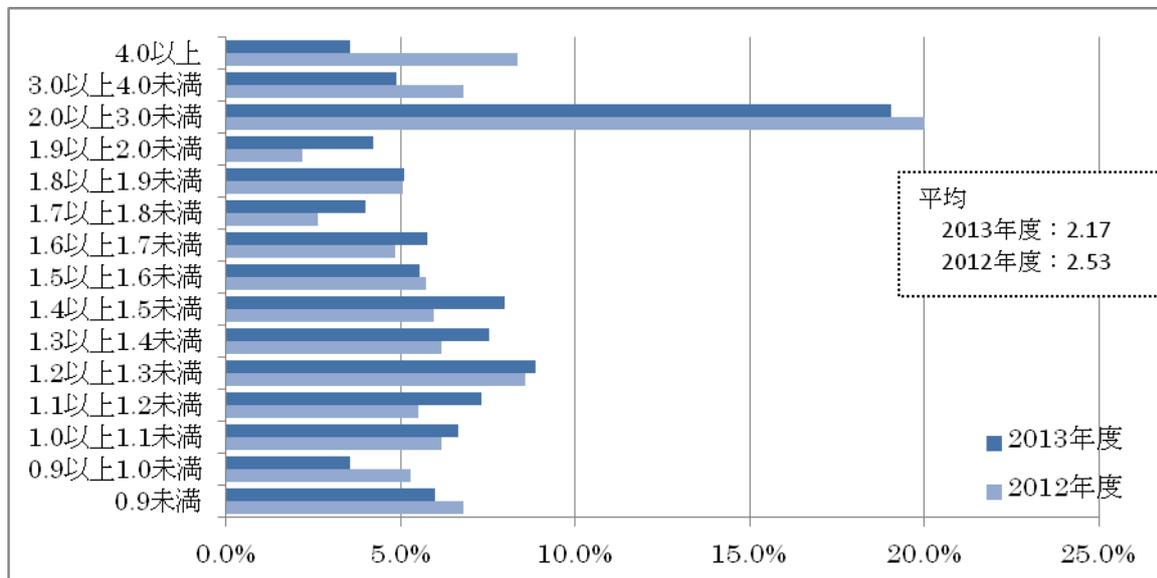
(※1)(※2)積立水準目標は、各事業年度の末日に応じて以下のとおり

	2013年 3月30日まで	2014年 3月30日まで	2015年 3月30日まで	2016年 3月30日まで	2017年 3月30日まで	2017年 3月31日から
(※1)	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00
(※2)	0.80	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90

#### ○本則基準

非継続基準の積立比率（純資産額／最低積立基準額）の平均は2.17で、2012年度の2.53を0.36下回りましたが、非継続基準に抵触した制度は約5%にとどまりました（2012年度は約6%）。

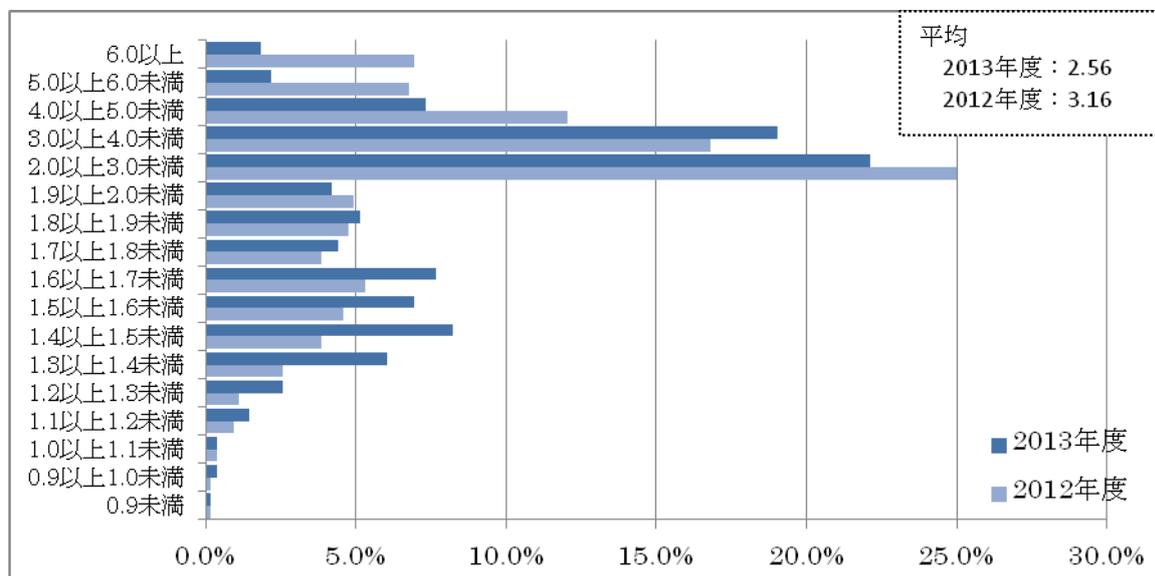
これは、DB制度を施行する際に最低積立基準額の計算の元となる最低保全給付を段階的に認識する経過措置を定めている制度が多く、加入者期間の伸長に伴う最低積立基準額の増加のみならず、当該経過措置による認識すべき額が大きくなっていることなどが積立比率を引き下げる大きな要因になっていると考えられます。



(図3-1 (本則基準)) 非継続基準の積立比率の分布図

## ○簡易基準

非継続基準の積立水準の平均は2.56で、2012年度の3.16を0.60下回りました。これは、本則基準と同じく、DB制度を施行する際に最低積立基準額の計算の元となる最低保全給付を段階的に認識する経過措置を定めている制度が多く、加入者期間の伸長に伴う最低積立基準額の増加のみならず、当該経過措置による認識すべき額が大きくなっていることも大きな要因であると考えられます。非継続基準に抵触した制度は約0.2%で、2012年度とほぼ同水準の結果となりました。



(図3-1 (簡易基準)) 非継続基準の積立比率の分布図

以上